

白井市第2次地域福祉計画 (しろい支え愛プラン)

素案

白 井 市

平成29年(2017年)3月

はじめに

伊澤市長の写真

平成29年（2017年）3月

白井市長 伊澤史夫

伊澤市長のあいさつ文

目 次

I	計画の概要	3
I-1	計画の位置づけ	3
I-2	地域福祉計画とは	4
I-3	計画の期間	4
I-4	計画の前提	5
II	めざす姿	13
II-1	めざす姿	13
II-2	基本的な考え方	13
III	戦略プラン	16
III-1	健康・福祉の戦略プラン1 「ふれあう」	16
III-2	健康・福祉の戦略プラン2 「育みあう」	16
III-3	健康・福祉の戦略プラン3 「助けあう」	17
IV	基本方針	18
IV-1	健康づくり	19
IV-2	高齢者福祉	20
IV-3	障がい者福祉	21
IV-4	子育て支援	22
IV-5	地域福祉	23
V	地域福祉に関する施策	27
VI	実現に向けて	33
VI-1	「きっかけ」づくり	34
VI-2	「関係」づくり	35
VI-3	「担い手」づくり	36
	資料編【15頁程度】	39

I 計画の概要

中表紙裏面（白紙）

I 計画の概要

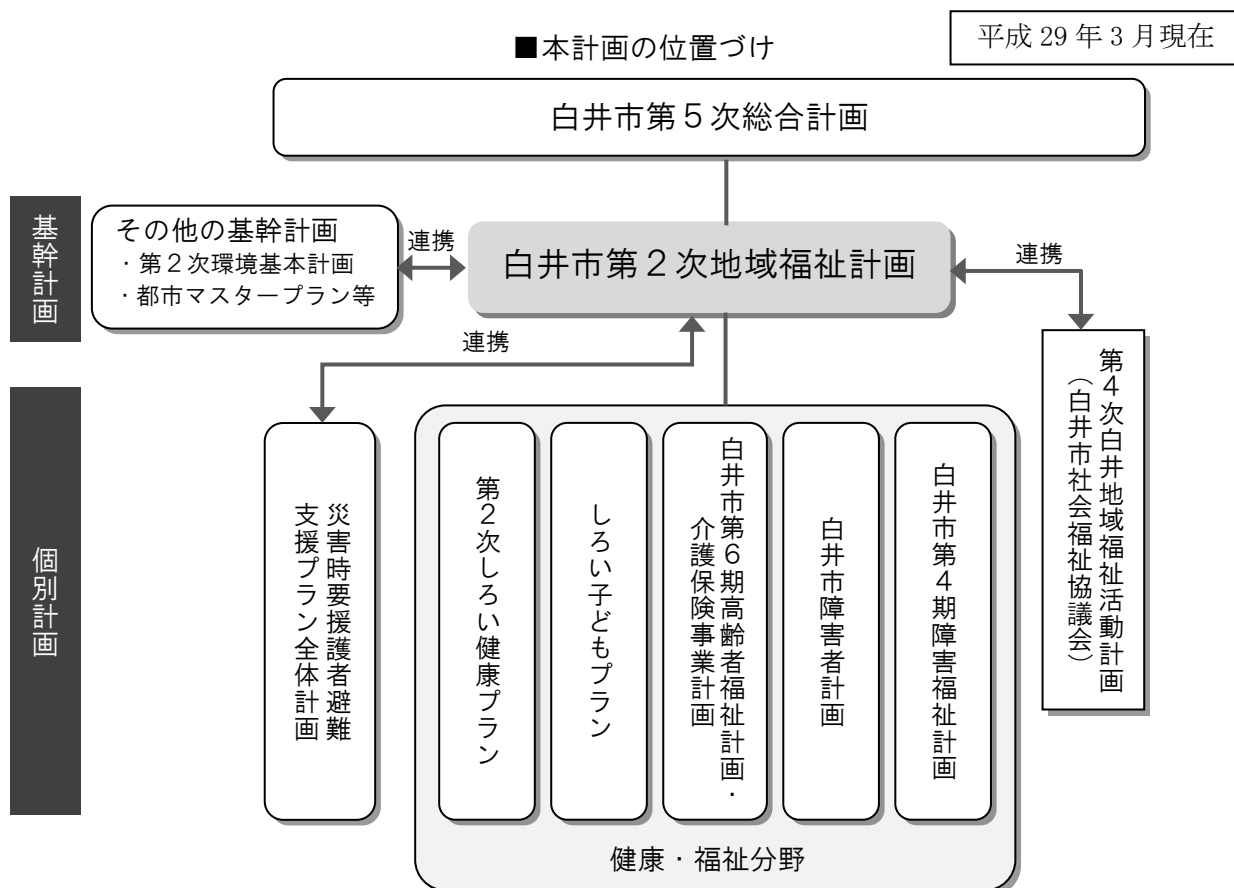
I-1 計画の位置づけ

この計画は、平成 24 年 12 月に策定した「白井市地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」(以下、「第 1 次計画」)の計画期間が平成 29 年 3 月で終了することに伴い、本市における地域福祉を第 1 次計画からさらに発展させることを目的に策定しています。

また、平成 28 年 4 月から「ときめきとみどりあふれる快活都市」を将来像とする白井市第 5 次総合計画(以下、「総合計画」)の計画期間が始まり、その中で本計画は、健康・福祉分野の基幹計画と位置づけられています。

基幹計画は、各行政分野における中核をなす計画であり、各行政分野で策定される個別計画の指針となる計画です。そのため、本計画は、総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための計画であるとともに、健康・福祉分野の個別計画における目指すべき姿を指し示す役割も担っています。

なお、本市においては、地域福祉を推進するための計画として、白井市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」)が策定する「白井市地域福祉活動計画」があります。この計画は、本計画と連携し策定され、本計画のめざす姿を共有しつつ、本計画と協働して進めていく計画です。



I - 2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域における人と人とのつながりを基本として、日常的に助けあい、支えあいながら、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていける「地域での支えあいによる福祉（地域福祉）」を実現していくための計画です。

少子高齢化が進み、個人のライフスタイルなどが多様化するなか、地域でお互いに支えあう人と人とのつながりが見直されてきています。市民一人ひとりの個性を尊重しながら自立した生活が実現されるためにも、地域での福祉力を向上させていくことが求められています。

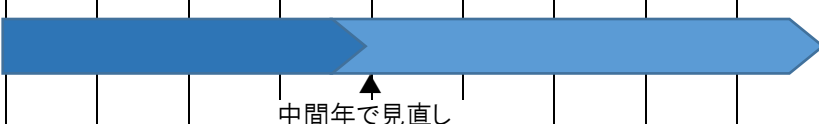

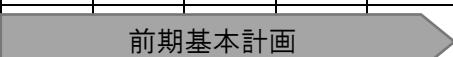
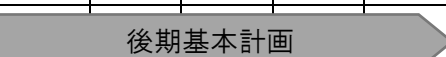
高齢者や障がい者、子育て、健康づくりなど対象者や分野ごとに健康・福祉の計画は策定されていますが、地域福祉計画は、これら個別計画を地域での支えあいという視点から横断的につなぎ、豊かな地域社会を形成していくために、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられる計画です。

I - 3 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次総合計画の基本構想と計画期間を合わせるため、平成29年度から平成37年度までの9か年とします。

また、第5次総合計画 前期基本計画の計画期間の最終年度に合わせ、平成32年度に中間見直しを行います。

■本計画の計画期間

年度		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
第2次地域福祉計画											
第5次 総合計画	基本構想										
	基本計画										

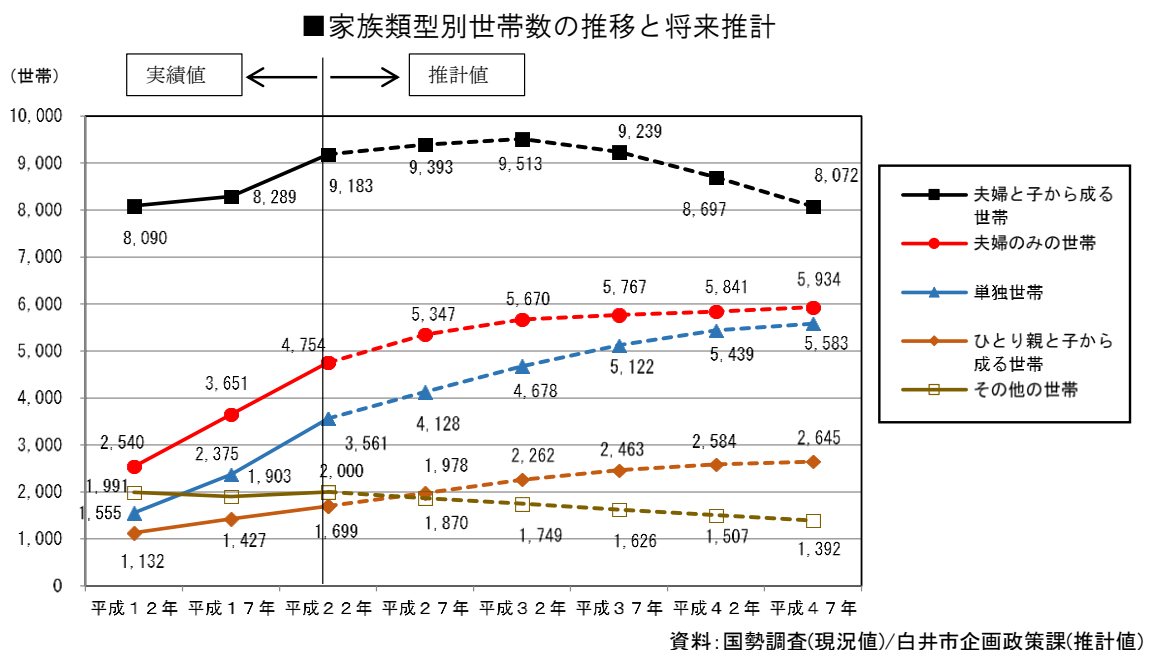
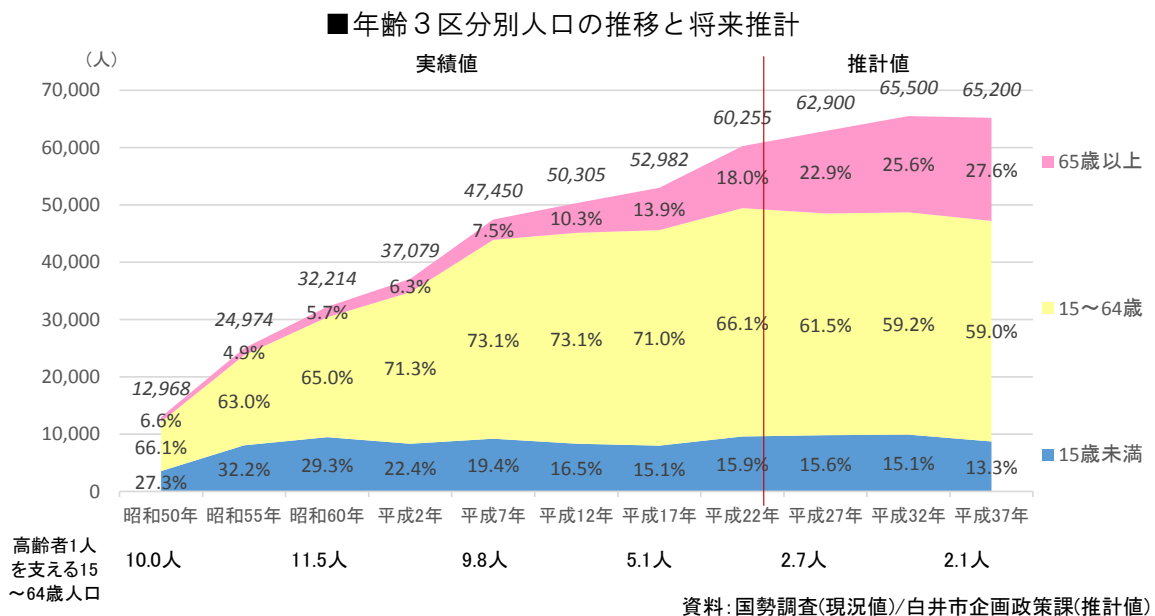
I-4 計画の前提

I-4-1 人口・世帯

人口減少への転換と急速な高齢化の進行、家族で支える力の低下

本市の人口は、平成32年をピークに減少に転じる一方、急速に高齢化が進み、本計画の計画期間の最終年の平成37年には65歳以上人口が27.6%に達するものと推計しています。65歳以上の高齢者を支える15～64歳の生産年齢人口は、昭和60年の11.5人から平成37年には2.1人にまで減少することから、2人で高齢者1人を支える必要があります。

世帯数は、平成37年までは増加する見通しとなっていますが、家族類型別にみると単独世帯やひとり親世帯などの増加が目立っており、家族で高齢者を支える力は今後急速に低下していくものと考えられます。



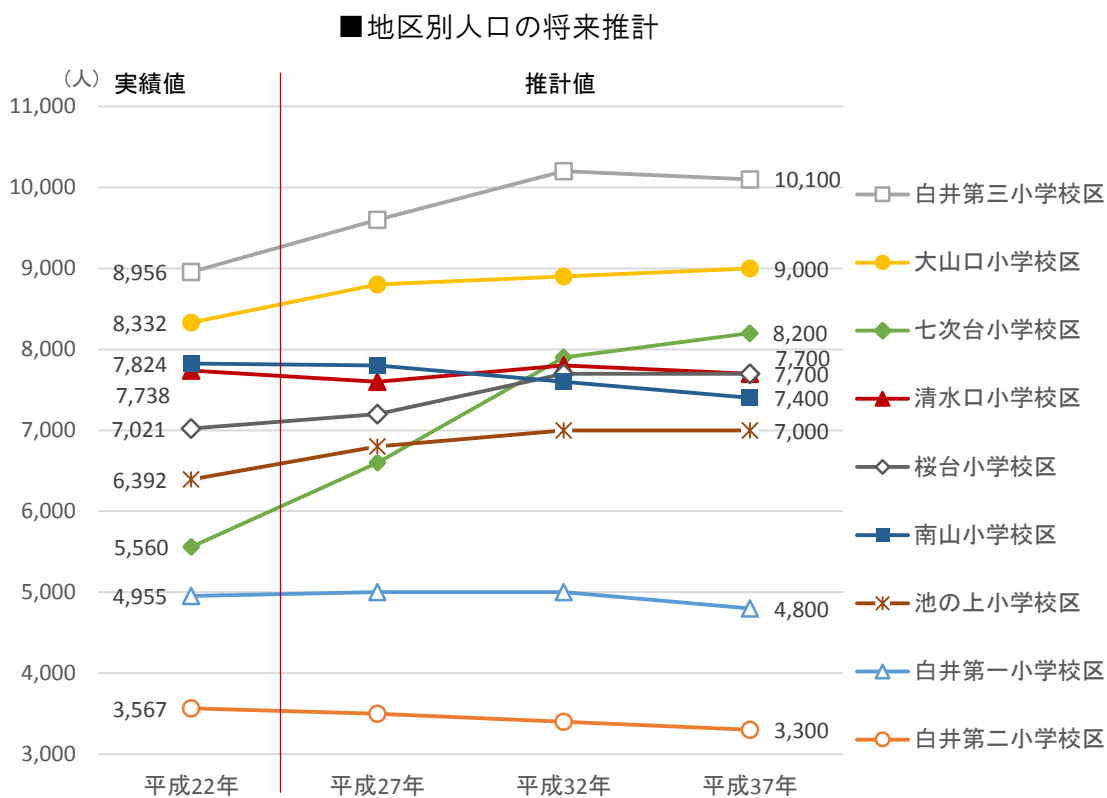
I-4-2 地区の状況

地区ごとの違いが拡大し、人口減少と高齢化が急速に進む地区も存在

本市は大きく千葉ニュータウン地区とそれ以外の地区に大別することができ、さらに千葉ニュータウン地区以外の地区は、農地転用による宅地開発が進み人口が増加している第三小学校区と、古くからの白井の歴史・文化が残る第一、第二小学校区に区分することができます。

将来人口推計をみると、白井第三小学校区、大山口小学校区や七次台小学校区では人口増加が続く一方で、白井第一小学校区や白井第二小学校区、南山小学校区などでは人口減少が進むものとみられ、これらの人口減少が進む小学校区や、平成37年にはすべての小学校区において高齢化が進むものと推計されています。

なお、各地域では、第1次計画の策定後、地域ぐるみネットワーク会議が設立されたほか、平成29年度中には9つのすべての小学校区で地区社会福祉協議会も設立され、小学校区ごとの活動拠点も確保されることになるなど、小学校区を単位とした地域福祉の基盤が整いつつあります。



資料：国勢調査(現況値)/白井市企画政策課(推計値)

I-4-3 支援を必要とする市民の状況

支援を必要とする市民は増加傾向、災害対策などのニーズが増加

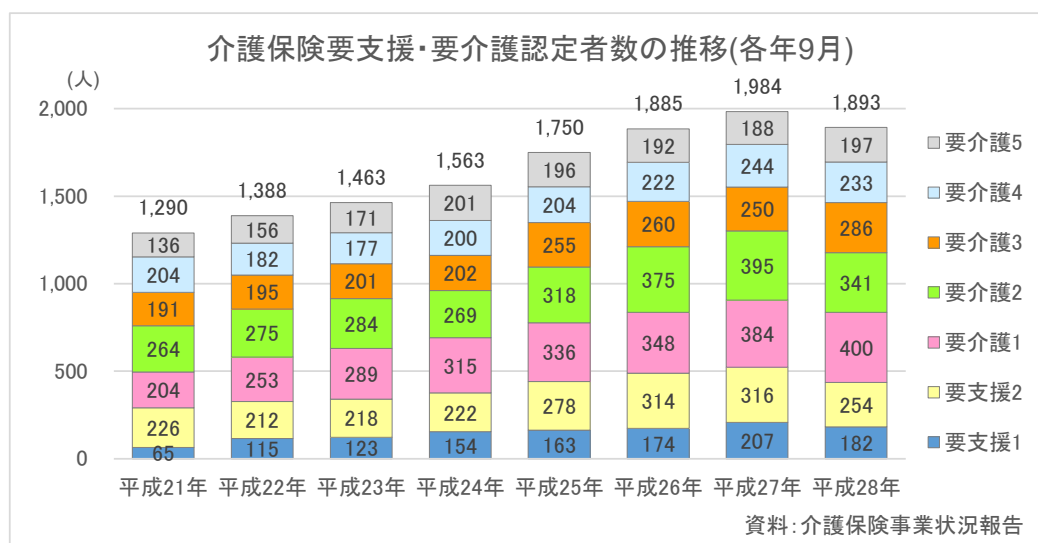
本市の介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成28年2月からの介護予防・日常生活支援総合事業などの開始により平成28年9月時点では認定者数が減少していますが、高齢化の進行に伴い、今後、増加に転じることが予測されます。障害者手帳の所持者についても年々増加しており、地域において何らかの支援が必要な人の数は、今後も増加していくものと考えられます。

一方、単身世帯などが増加し、家族で支える力が低下する中で、地域で支え合うしくみを構築していくことの必要性が高まっています。

障がい者に関するアンケートでは、避難支援について、日中の支援者がいない人の比率が高いなど、避難誘導體制づくりなどの課題を早急に解決していくことが求められます。

近年では生活困窮などの問題が顕在化し、本市においても生活保護の被保護世帯数やひとり親家庭数は増加が続いており、子どもの貧困対策なども重要な課題となっています。

さらに高齢化の進行や貧困の拡大などは若年層から高齢者までの社会的な孤立や自死などの問題につながっていくことから、これに対応した取り組みについても考えていくことが必要となっています。



障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者数)

区分	年度	身体障害者総数	身体障害者					知的障害者総数	精神障害者総数
			視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害		
実数(人)	平成21年	1,288	74	83	17	709	405	222	139
	平成22年	1,366	86	86	19	733	452	227	158
	平成23年	1,361	76	89	18	733	445	236	171
	平成24年	1,397	73	91	21	764	448	248	182
	平成25年	1,414	77	96	20	770	451	269	219
	平成26年	1,470	78	101	21	794	476	298	251
	平成27年	1,507	77	106	21	801	502	321	291
増加率	平成21→27	17.0%	4.1%	27.7%	23.5%	13.0%	24.0%	44.6%	109.4%

資料: 白井市社会福祉課(各年度末現在)

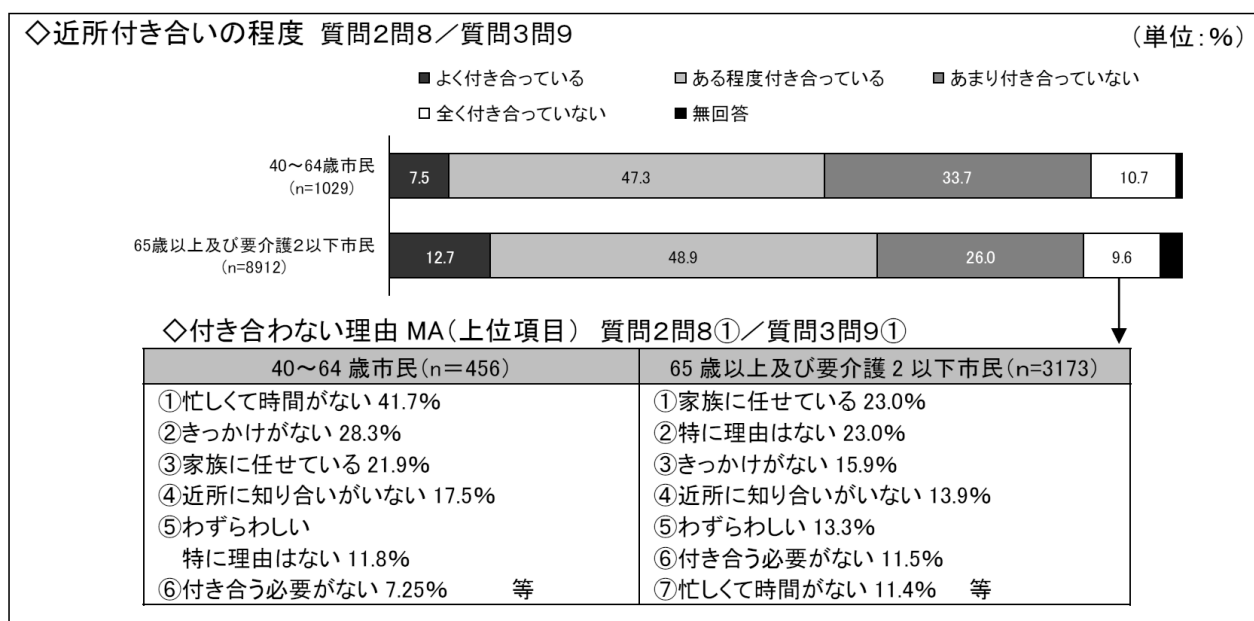
I-4-4 市民意識

近所付き合いをはじめのきっかけや幼少期からの地域活動の参加が鍵

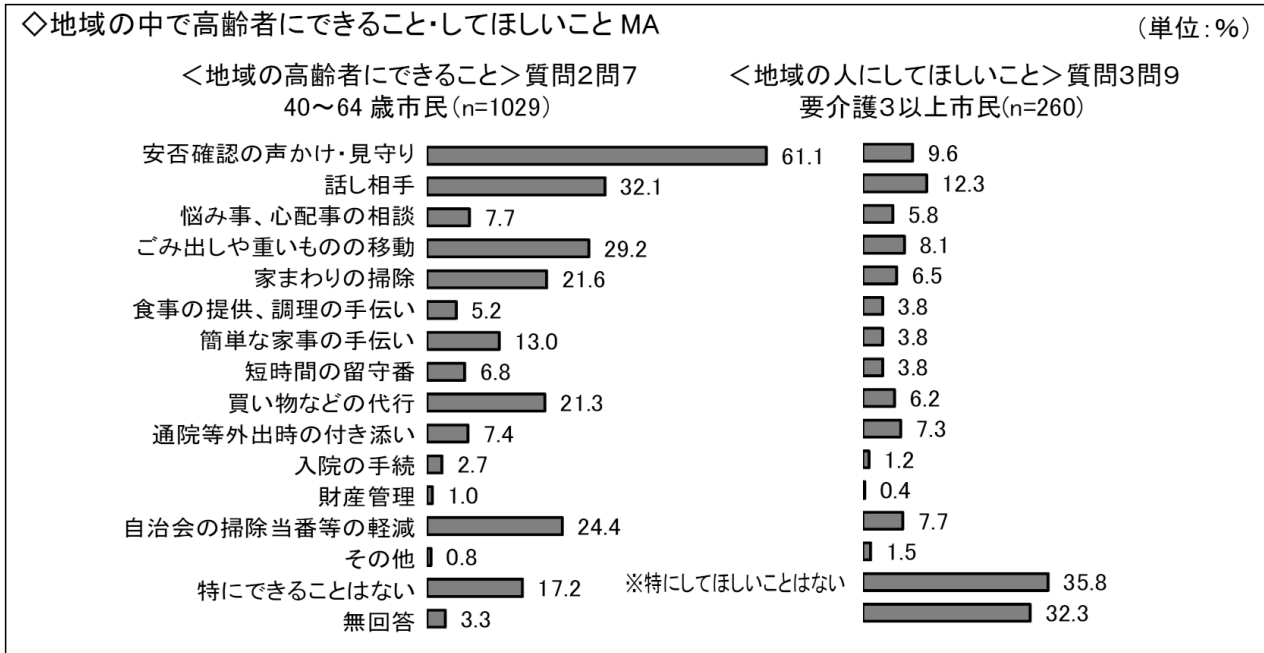
平成 26 年に実施した第 6 期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査によると、近所との付き合いについては、40～64 歳では半数強、65 歳以上及び要介護 2 以下の市民では約 6 割がある程度近所付き合いをしていると回答しています。しかし、それぞれ 1 割は全く近所付き合いをしていない状況にあり、「時間がない」や「家族にまかせている」などの理由が多い一方で、「きっかけがない」や「近所に知り合いがいない」など、付き合いをする気持ちがあるものの、きっかけやネットワークがないことを理由として上げている人も多くなっています。

また、40～64 歳の市民では 6 割以上の人が地域の高齢者のために「安否確認の声かけや見守り」などができると回答しており、自分のできる範囲での簡単な取り組みであれば多くの参加が見込めることを示しています。

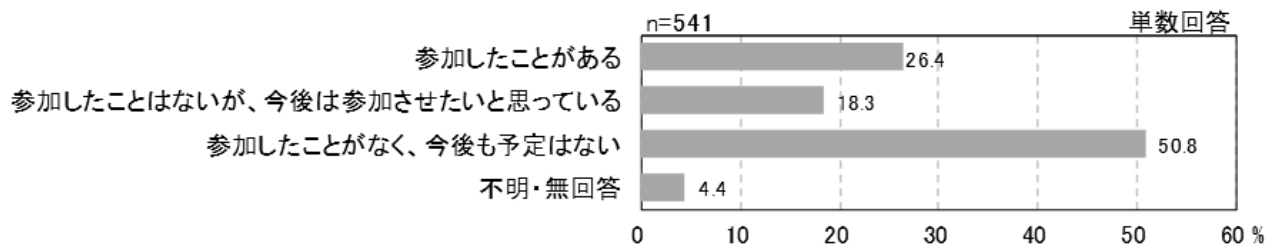
一方、平成 25 年に実施した子育て支援に関するアンケート調査によると、就学児童のうち、地域活動に参加した経験があるのは全体の 4 分の 1 で、半数の就学児童は、今後も参加する予定がないと回答するなど、小さいころからの地域とのつながりの希薄化が進んでいることがうかがわれます。



出典：第 6 期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査（平成 26 年）



出典：第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査（平成26年）



出典：子育て支援に関するアンケート調査（平成25年）

I 最終頁裏面（白紙）

Ⅱ めざす姿 Ⅲ 戦略プラン Ⅳ 基本方針

中表紙裏面（白紙）

Ⅱ めざす姿

本計画でのめざす姿については、第1次計画の「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」が、今後も引き続きその実現を目指すべき目標像であることから、その考え方を踏襲することとします。

Ⅱ－1 めざす姿

白井市地域福祉計画の推進を通じてめざす姿を、「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定め、この実現に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力し、本計画を推進していきます。

《めざす姿》

ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち

《計画愛称》

しろい支え愛プラン

Ⅱ－2 基本的な考え方

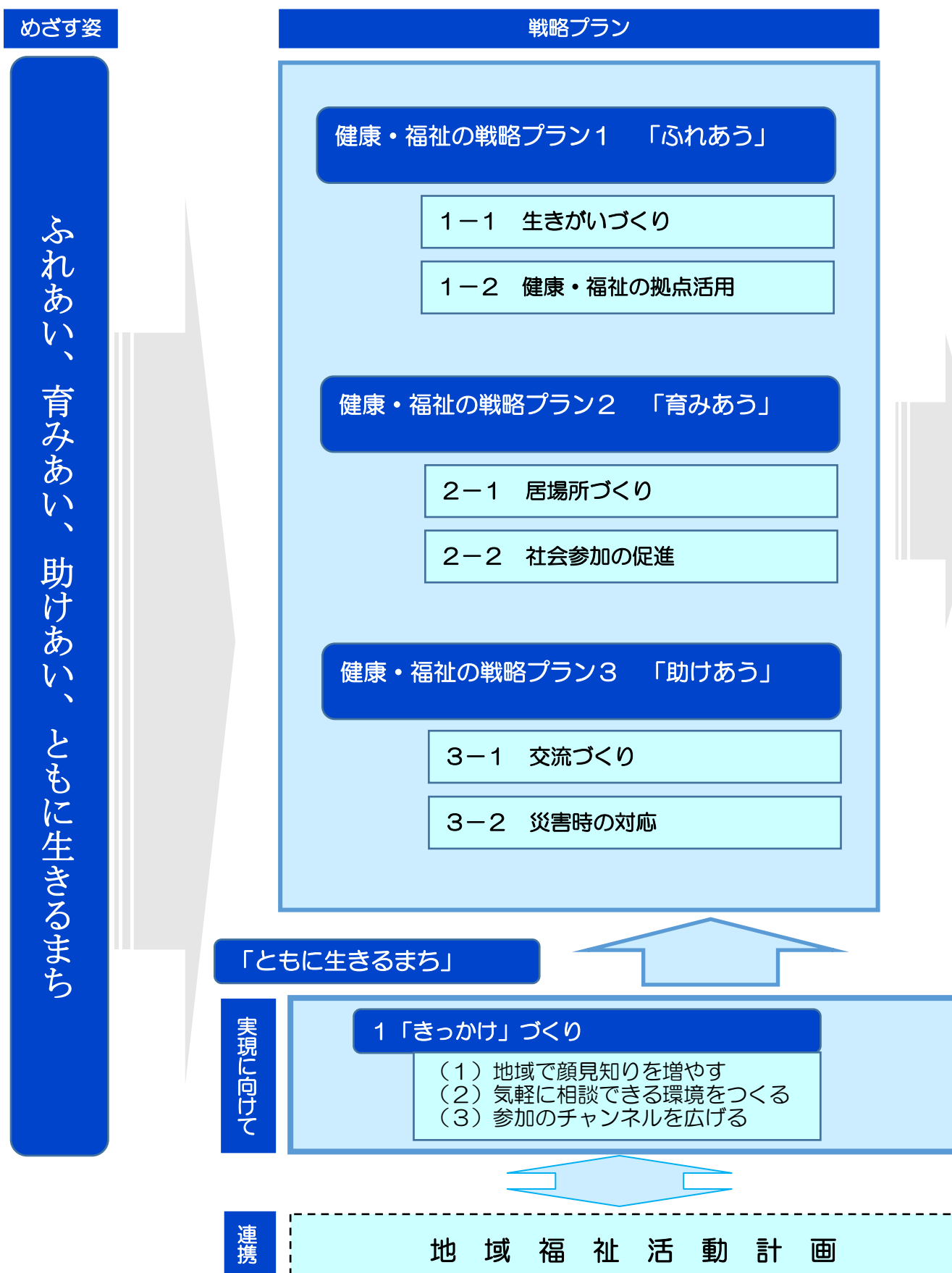
本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられることから、「めざす姿」は、健康・福祉分野の各個別計画の実施により実現することとなります。

「めざす姿」を支える基本的な考え方は、次のとおりです。

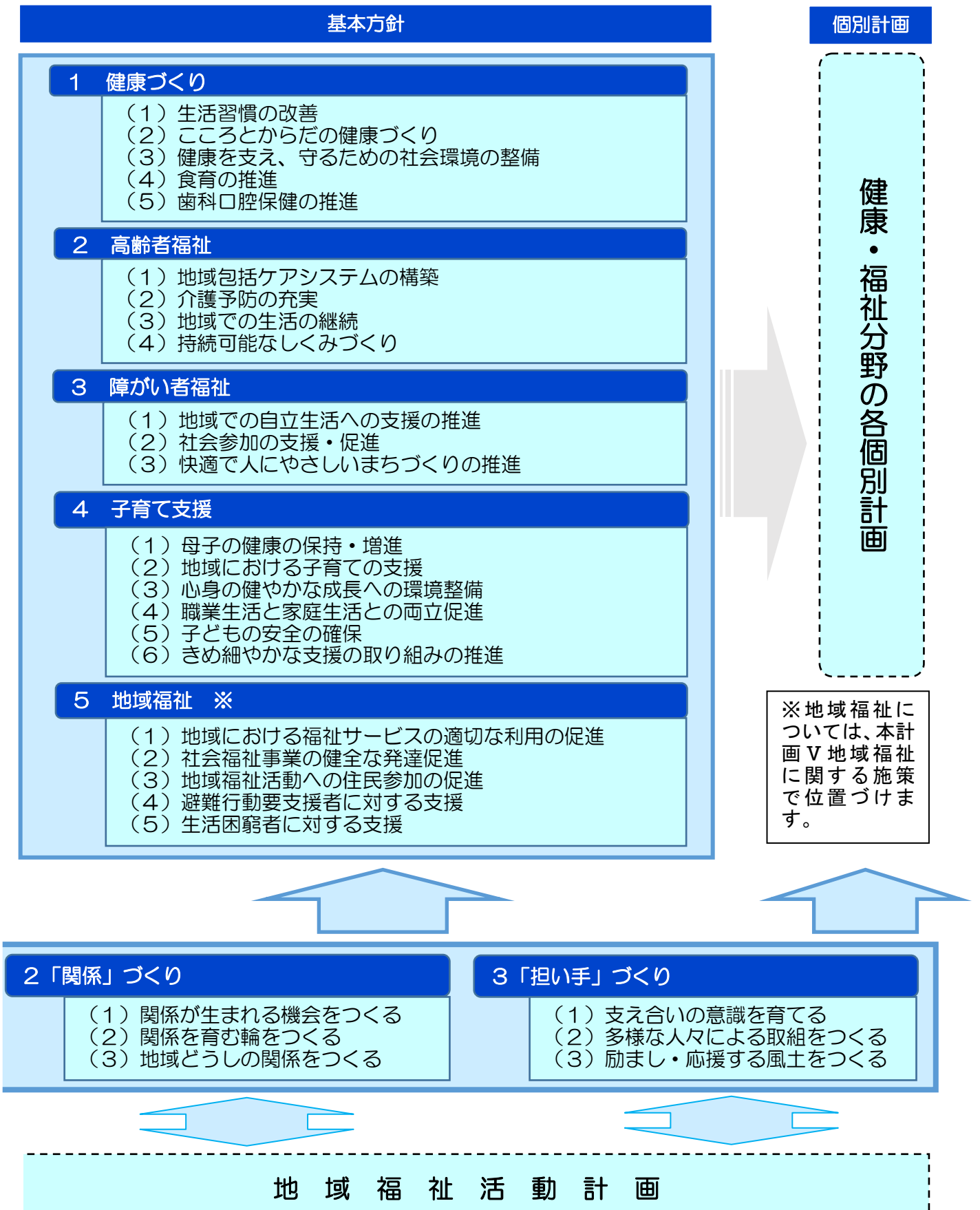
- ◆「ふれあい」：本市の豊かな自然環境を生かし、人と自然、人と人がふれあうことで、「健康なまち」をつくっていくことを目指します。
- ◆「育みあい」：一人ひとりの市民が、自立した生活を営み、地域の担い手として育みあい、「快適なまち」をつくっていくことを目指します。
- ◆「助けあい」：多世代が交流し、地域で助けあう中で、自分らしい生活を実現・持続していける「安心なまち」をつくっていくことを目指します。
- ◆「ともに生きる」：市民・事業者・行政が連携・協力することで、支え合い、ともに生きる「快活なまち」をつくっていくことを目指します。

■計画の体系

本計画は、「めざす姿」の実現に向けて、次のような「戦略プラン」と「基本方針」、それらを推進するための「実現に向けて」で構成されています。



「実現に向けて」では、「地域福祉活動計画」と連携するとともに、健康・福祉分野の各個別計画を推進するにあたっての重要なポイントも示しています。



※地域福祉については、本計画Ⅴ地域福祉に関する施策で位置づけます。

Ⅲ 戦略プラン

「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、本計画では、次のとおり戦略プランを定めます。

この戦略プランは、健康・福祉分野における戦略的に重要な方針であり、健康・福祉分野の各個別計画で横断的に連携しながら取り組むことで、市民・事業者・行政の協働により実現を図っていきます。

Ⅲ－１ 健康・福祉の戦略プラン１ 「ふれあう」

市民一人ひとりがふれあい、生きがいをもって生活するとともに、健康・福祉の拠点を活用する中で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

Ⅲ－１－１ 生きがいづくり

健康寿命の延伸や介護予防、生活習慣の改善、乳幼児と高齢者とのふれあいなどを通じて、生きがいづくりを進めます。

Ⅲ－１－２ 健康・福祉の拠点活用

市役所周辺の医療・福祉施設などの拠点を、市民・事業者・専門家などが経験や知見などを蓄積していく場として活用していくことを進めます。

Ⅲ－２ 健康・福祉の戦略プラン２ 「育みあう」

地域で信頼関係などを育みあい、居場所を形成するとともに、社会参加を促進する中で、地域で活躍しながら快適に暮らせるまちづくりを目指します。

Ⅲ－２－１ 居場所づくり

身近な地域で集う小さな拠点の形成や就労の場・学習の場などの居場所づくりを進めます。

Ⅲ－２－２ 社会参加の促進

ライフステージなどに応じて地域活動に取り組むなど、市民一人ひとりが地域で活躍できる役割を見だし、社会参加が促されるように進めます。

Ⅲ－３ 健康・福祉の戦略プラン３ 「助けあう」

子どもから高齢者まで多様な世代が助けあい、日常的に交流するとともに、顔の見える関係を築く中で、災害時などにも安心して暮らせるまちづくりを目指します。

Ⅲ－３－１ 交流づくり

各種のイベントや居場所・拠点など、さまざまな場面での出会いや知り合いが増えていく交流づくりを進めます。

Ⅲ－３－２ 災害時の対応

支援を必要とする人たちのプライバシーなどに配慮しつつ、災害時に必要な支援を受けながら避難し、安全を確保できるよう災害時の対応に向けた体制の整備を進めます。

IV 基本方針

健康・福祉分野の基幹計画である本計画では、「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、基本方針を定めます。

この基本方針は、各個別計画で定められる施策を展開していく際の基軸となる考え方であり、次の5つの分野を対象とします。

- 1 健康づくり
- 2 高齢者福祉
- 3 障がい者福祉
- 4 子育て支援
- 5 地域福祉

なお、「1 健康づくり」から「4 子育て支援」については、基本方針に基づき、健康・福祉分野の各個別計画で施策が策定されていますが、「5 地域福祉」の施策については、本計画で「V 地域福祉に関する施策」を掲載しています。

IV-1 健康づくり

市民一人ひとりが、心身ともに健康で充実した生活を送ることを目指し、まち全体で健康づくりにつながる仕組みや社会環境を整え、市民・地域・行政のみんなが互いに協力して健康づくりや、食育、歯科口腔保健の取り組みを推進し「健康寿命」を延ばします。

(1) 生活習慣の改善

正しい食生活や適度な運動、睡眠、飲酒・喫煙などの生活習慣の改善を継続し、望ましい生活習慣獲得のための情報提供や行動化を促す取り組みを充実させます。

また、高齢化が進行し生活習慣病になる市民の増加が予測されるため、健(検)診や、健康相談、生活習慣病予防教室などにより一人一人に合わせた情報提供を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防する取り組みを進めます。

(2) こころとからだの健康づくり

幼児期から健康的な生活習慣を身につけられるような情報提供と支援を充実し、成人期と高齢期の健康づくりや介護予防を進めます。また、ストレスに適切に対応して自殺を防ぐなど、市民の日々の生活が充実したものとなるよう、こころの健康を維持する取り組みを進めます。

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康な生活を営むためには地域での支え合いが重要であるため、地域のつながりを意識した健康づくりに取り組みます。また、休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持し、感染症対策を進めることで市民の健康を守ります。

(4) 食育の推進

食は命と健康、豊かな生活を支える源となるため、食育の重要性を積極的に市民に広め、ライフステージに応じた望ましい食生活や食を通じたコミュニケーションの大切さについて普及啓発を進めます。また、関係機関の協力を得て地産地消を推進し、心にも体にも健康的でおいしい食事がとれるようみんなで取り組みます。

(5) 歯科口腔保健の推進

歯と口腔はおいしく食べるために欠くことのできない役割を担い、会話を楽しみ豊かな表情を作ります。生活習慣病との関係が強いことから正しい歯科口腔保健に関する情報の普及・啓発を行い、セルフケアや定期健診により生涯を通じて食事をおいしく食べ、はつらつとした生活が送れるよう取り組みを進めます。

IV-2 高齢者福祉

介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保するとともに、要介護状態にならないための介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかで生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるしくみづくりを進めます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターが中心となり、地域や各種事業者などとのネットワーク化を進めます。その中で、生活支援の体制整備や医療と介護の連携、認知症施策などを行い、元気な状態でも介護が必要な状態でも、切れ目のない支援を行う地域包括ケアシステムの構築を進めることで、いつまでも地域で暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

身近な地域で情報提供や相談、支え合いなどができ、気軽に集える「場」をつくとともに、そうした場を中心に日常生活から災害時までを幅広くカバーしあえる支え合いのしくみづくりを進めます。

(2) 介護予防の充実

幼児期からの健康づくりや介護予防に取り組むほか、成人や高齢期の市民が仕事や趣味、地域活動などを通じて、健康や生きがいを維持・増進することができる「生涯現役社会」の実現を進めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させることにより、より一層の介護予防を推進します。

(3) 地域での生活の継続

市民一人ひとりが、心身の状況や家族の状況などに応じて、自宅での介護や介護施設、高齢者向けの住宅などでの介護により、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努めます。

(4) 持続可能なしくみづくり

地域での支え合い、介護予防、有効な介護サービスの利用により、個人・社会の費用負担を抑制する一方、地域における就業の場としての医療・介護、生活支援サービス事業の育成、地域での支え合いのしくみづくりなどを通じて、持続可能な高齢者福祉体制の構築を進めます。

IV－3 障がい者福祉

障害者基本法の理念を基にしながら、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域の実現を目指します。

(1) 地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、相談・情報提供体制の強化、権利擁護や障がい福祉サービスの拡充、支援施設の整備など、障がいの種別や程度などに応じた地域生活基盤の充実を目指します。

また、障がいがあっても健康に暮らせる、また病気の時にも適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

(2) 社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい児の保育・教育体制の整備・充実、障害の種類や程度に応じた就労の支援・促進、その他様々な社会活動・地域活動への参加を進めます。

(3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め理解を深め、支えあいの社会づくりを進めます。

また、障がいがあっても気軽に外出ができるよう、すべての人にやさしい、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

さらに、災害時の円滑な避難誘導體制の構築など、地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯体制の整備を進めます。

IV-4 子育て支援

妊娠・出産から子育てまで切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、子どもたちの安全確保、居場所づくり、障がいをもつ子どもやひとり親家庭などの子どもにあった配慮なども含めて、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目指します。

(1) 母子の健康の保持・増進

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開するとともに、子どもの生涯にわたる健康づくりに向けた健康教育の充実を目指します。また、子どもたちが適切な医療を受けられる体制づくりを進めます。

(2) 地域における子育ての支援

子育てにおける専門的な知識をもった人材の活用や、子育てに配慮した施設整備の促進などにより、子育て支援を推進するとともに、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を目指します。

また、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進め、子育て家庭どうしや、子育て家庭と地域との交流を促進し、地域ぐるみでの子育て支援の実施を目指します。

(3) 心身の健やかな成長への環境整備

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保だけでなく、子ども自身の相談、発達に関する悩み等に対応するため連携を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できる働きやすい環境づくりのための意識啓発等を行うとともに、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を進めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域環境の整備と防犯意識の啓発を図るほか、公共施設のバリアフリーを推進します。

(6) きめ細やかな支援の取り組みの推進

障がい児の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援と虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。

IV－5 地域福祉

すべての市民が、地域社会を構成する一員として、ともに支えあう関係づくりを進めるとともに、福祉サービスを必要とする市民が適切なサービスを受けられるしくみづくりを目指します。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

地域での見守りや相談体制を充実させるとともに、わかりやすい情報提供などを通じて、地域の中で孤立することなく、市民一人ひとりが、サービスが必要な場合には速やかに適切なサービスを受けられるしくみづくりを進めます。

(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進

地域において必要となる様々な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業者の参入を促進するとともに、地域住民や市民団体等によるサービス提供の取り組みに対する支援を行います。

(3) 地域福祉への市民参加の促進

市民が、教育や生涯学習、その他の日常生活の中で福祉の意識を高め、主体的な地域社会の構成員として、すべての市民が支えられ、支えあう関係の構築を目指し、福祉教育や福祉学習、あらゆる機会を捉えて人材の育成などを進めます。

(4) 避難行動要支援者に対する支援

災害時において何らかの支援が必要な市民を的確に把握するとともに、地域で訓練等を実施することで、災害時に円滑な援護活動が行われる体制づくりを進めます。

(5) 生活困窮者に対する支援

多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」で支援の手が差し伸べられていない生活困窮者に対し、関連機関や地域などと連携することで、必要な支援が届けられるしくみづくりを進めます。

IV最終頁裏面（白紙）

V 地域福祉に関する施策

中表紙裏面（白紙）

V 地域福祉に関する施策

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

①相談支援体制の整備

市役所や保健福祉センター、市社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめ、既存の相談窓口の周知と利用促進を進めるほか、小学校区ごとの活動拠点整備と合わせて、地域の中で気軽に相談できる場を設置するなど、多様な相談窓口の設置を進めます。

また、相談内容に応じて必要な専門機関等に速やかにつなぐための体制など、相談が有効な支援に結びつくためのしくみづくりを行います。

②わかりやすい福祉情報の提供・共有

わかりやすい福祉情報の提供・共有を進めることで、市民自らの福祉力の向上や、福祉サービス・施設の適切な利用を促進します。

また、市民や地域が、福祉の課題を的確に把握し、解決に向けて行動していくことができるよう、必要な情報の把握と提供を進めるとともに、市民や地域による主体的な福祉課題の把握のための活動等を支援し、相互に情報を共有していきます。

③必要なサービスが提供されるしくみづくり

小学校区ごとに地域福祉の活動拠点を整備するとともに、地域福祉コーディネーターを配置することで、市や地域包括支援センター等と連携しながら、地域包括ケア推進会議等を中心として、支援が必要な人に必要なサービスが適切に提供されるしくみづくりを進めます。また、福祉に携わる人材の専門性を高めるための研修等の充実することで、資質の向上を目指します。

(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進

①地域福祉サービスの参入促進

地域において必要な福祉サービスが提供されるよう、民間サービス事業者等の参入を促進します。また、市民活動団体やNPO法人などによる地域福祉サービス事業の立ち上げや、事業運営に対する支援などを行います。

②福祉・保健・医療と生活関連分野との連携強化

市中心部における新たな病院・福祉サービス施設の整備を契機として、福祉・保健・医療の各分野と日常生活関連サービス事業との連携を強化することで、多様なサービスが提供される基盤づくりを進めます。

③社会福祉協議会等との連携強化

地域福祉サービスの中核を担う社会福祉協議会や、その他の福祉サービスを提供する事業者との連携を強化し、これらの組織が、福祉推進の中心的な組織として地域福祉に貢献しながら発展できるよう、環境づくりを行います。

(3) 地域福祉への市民参加の促進

①NPO・ボランティア団体の活性化支援

市民が、自身の興味や必要に応じて様々な地域活動・市民活動に参加することで、地域における支えあい関係をつくる機会を拡充していくため、ボランティアセンターや市民活動推進センターを中心に、NPO・ボランティア団体の育成・支援を充実していきます。

これらの活動を広く紹介するとともに、同種・異種の活動団体・人材間で課題を共有し、解決に向けての情報交換を活発化するなど、多様な交流の機会を充実していきます。

②地域福祉を担う人材の育成・確保

より多くの市民が、地域福祉を支えるボランティアや、各分野の知識や技術を有した人材として活躍していけるよう、市社会福祉協議会等との連携により、各種研修・講座を充実します。

地域福祉活動のリーダーや、地域の世話役となる人材の養成・確保を支援するとともに、これらの人材と連携して、市及び地域の課題や福祉ニーズを受け止め、その解決に向けての取り組みをコーディネートする人材（地域福祉コーディネーター）を養成し、小学校区ごとに配置します。

③地域福祉ネットワークの拡充

既存の地域ぐるみネットワークなどを中心として、小学校区を単位として地域福祉や地域のまちづくりなどに関わる市民、団体、事業者などが、横断的に連携しながら、地域福祉の向上に向けて取り組む「地域福祉ネットワーク」の構築を進めます。

(4) 避難行動要支援者に対する支援

①避難行動要支援者の避難支援体制の確立

小学校区ごとに関係機関（自治会、民生委員、消防団・自主防災組織、学校、福祉施設・事業所等）の連携による避難支援体制の整備を進めるほか、市民が日ごろから避難行動要支援者の支援を前提に防災・減災に備えることができるよう、避難行動要支援者の避難を支援する個別計画の策定を進め、避難に必要な情報の共有化、避難訓練等を行います。

②避難行動要支援者情報の適切な活用

地域の中での援護体制をつくるため、援護が必要な市民の庁内での情報集約・整備・管理を行うとともに、避難行動要支援者本人の同意の上で、民生委員、自治会等の援護を担う人材・組織と共有します。

避難行動要支援者情報は、適切に管理し、市と民生委員及び当事者・家族又は代理人（民生委員、自治会長等）の判断の上で、必要に応じて日ごろの見守り等に活用します。

③避難行動要支援者に対する実地避難訓練の実施

災害時や緊急時に実際に動ける実践的な体制をつくるため、実地訓練等を実施し、これを地域住民同士の親睦や立場の違う地域住民同士の相互理解の場としても活かします。また、わかりやすい避難行動要支援者の避難支援マニュアルの作成や、市民の救急救命講習受講等を促進するなど、緊急時に援護可能な人材の拡充に努めます。

(5) 生活困窮者に対する支援

①生活困窮者の早期発見と早期支援の体制づくり

関係機関や地域との連携により、生活困窮者を早期に発見し、早期から支援できる体制づくりを進めます。

②自立支援対策の充実

生活困窮者を支援するため、面接や電話、訪問等による自立相談や住居確保給付金などを実施するほか、就労支援、地域の見守りによる孤立防止などの対策を実施します。

また、生活困窮者に対する支援制度についての周知・啓発を推進します。

③子どもや若者に対する支援の充実

子どもや若者が将来的に困窮に陥らないようにするため、関係機関などと連携しつつ悩み相談や学習支援を行い、子どもを見守る仕組みづくり、自立支援対策、孤立防止対策を進めます。

V 最終頁裏面（白紙）

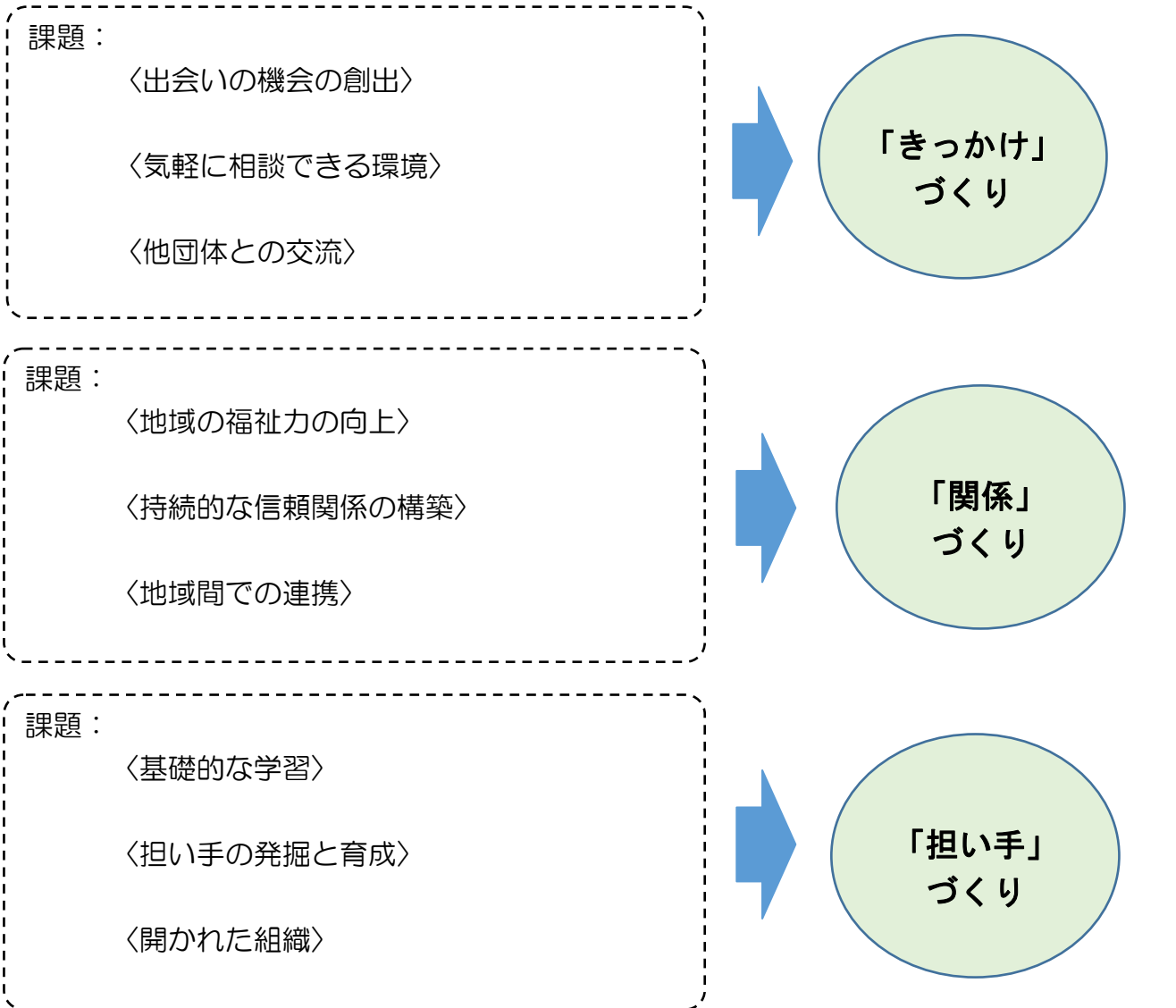
VI 実現に向けて

中表紙裏面（白紙）

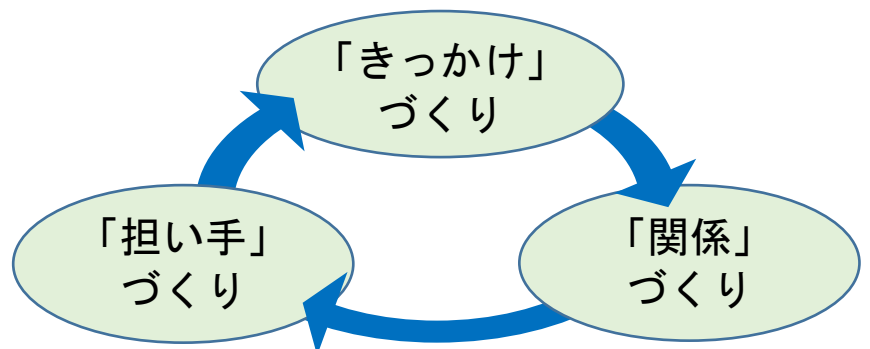
VI 実現に向けて

「基本方針」にもとづき各個別計画での施策を展開していく際には、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが重要です。

協働して取り組むにあたり、現場での課題やニーズ等を踏まえ、実現に向けて次の3つを念頭に置いて計画の推進を図っていきます。



これらの3つを相互に関連させ循環させながら、『地域福祉活動計画』と連携して実現を図ります。



VI-1 「きっかけ」づくり

すべての市民が地域コミュニティの一員として出会い参加する機会や場が身近な地域で形成され、地域福祉活動の多様なきっかけが生まれるように進めていきます。

(1) 地域で顔見知りを増やす

課題：〈出会いの機会の創出〉

近隣の住民どうしがお互いの名前も知らない、あいさつを交わすことも少ないといった状況が広がっており、地域での出会いや交流の機会が求められています。

地域での知人や友人を増やすことで、人的なつながりが広く形成されるとともに、地域の課題の解決にもつながっていくように進めていきます。

例えば、ご近所でのあいさつの励行や高齢者世帯への買い物支援、子どもたちによるゴミ出しなど、日常生活での身近な地域でのつき合いをつうじて、地域で顔見知りを増やしていきます。

(2) 気軽に相談できる環境をつくる

課題：〈気軽に相談できる環境〉

困難や課題などを抱えていても、誰に相談していいかわからない（どのように相談にのればいいかわからない）といった状況のなか、気軽にいつでも相談できる環境を創り出すことが求められています。

日常的に近隣の住民どうしで気軽に話し合える機会を生み出すことで、個人や家族で抱えている困難な状況について地域で孤立することなく支え合えるようなつながりをつくっていきます。

例えば、身近な単位で趣味などの小さな集まりを開催することや健康・福祉に関する施設や事業者、市の相談事業などを紹介し合うことなどをつうじて、気軽に相談できる環境を形成していきます。

(3) 参加のチャンネルを広げる

課題：〈他団体との交流〉

福祉の活動、環境の活動など市民によって活発に取り組まれているものの、テーマや団体ごとに縦割りになっている傾向も見受けられ、他の活動団体やグループとの交流が求められています。

さまざまな機会をつうじて多様な主体の交流を育むことで、地域福祉の活動領域の裾野が広がるように進めていきます。

例えば、環境やまちづくりなど地域福祉に関する活動以外の場にも参加してみることやユニークな取り組みなどの紹介などをつうじて、興味や関心を喚起し参加のチャンネルを広げていきます。

VI-2 「関係」づくり

市民どうしで支え合い、豊かに暮らしていける信頼や互助を育み維持していく関係が多層的に形成されるように進めていきます。

(1) 関係が生まれる機会をつくる

課題：〈地域の福祉力の向上〉

真剣に議論しながら地域の課題に対応していくことは取り組まれているものの、そうした活動や話し合いなどをつうじて、さらに協力関係などが深まり、地域の福祉力が向上していくことが求められています。

地域や活動をつうじて出会った人どうしの中に楽しみながら信頼関係や協力関係が生まれるような機会を意識的につくり、地域での関係づくりを促します。

例えば、健康診査などでの母親どうしの出会いや先輩シニアによる介護予防の勉強会、子どもと高齢者との触れ合いづくりなど、多世代が交流することで豊かな関係が生まれる機会をつくっていきます。

(2) 関係を育む輪をつくる

課題：〈持続的な信頼関係の構築〉

時間をかけて協力しながら取り組んでいく課題も多いことから、持続的に信頼関係などを育てていくことが求められています。

信頼関係や協力関係の輪が広がり、さまざまな人と接するなかで地域の受容性も深まることで、関係が育まれ持続していくように進めていきます。

例えば、住宅・就労の紹介など自立生活のサポートや子どもたちへの学習支援、災害時に支援が必要な人たちへのサポートなどをつうじて、地域で支え合う関係を育む輪を広げていきます。

(3) 地域どうしの関係をつくる

課題：〈地域間での連携〉

地域で発生する多様な課題に対応するために、地域どうしで協力連携することが求められています。

各地域の個性や長所を尊重し合い補完し合うなかで、地域どうしの信頼関係や協力関係へと発展していくように進めていきます。

例えば、近隣の自治会・町内会同士が協力して行う活動や小学校単位での活動などをつうじて、新たな出会いを生み出し地域どうしの関係を形成していきます。

VI-3 「担い手」づくり

市民一人ひとりが地域で活躍し、コミュニティの大切な担い手として認め合い尊重されるなかで、担い手の裾野が広がり新たな担い手が育つように進めていきます。

(1) 支え合いの意識を育てる

課題：〈基礎的な学習〉

サポートしようと思っけていても、どのようにサポートすればいいのかわからないといった声も多く、サポートを求めている人の現状や自分にできること等の基礎的な学習が求められています。

学習などをつうじて、障がい者や高齢者、幼児などへのサポートの仕方などを身に付けるとともに、地域には多様な人々が暮らしていることを学び、支え合いの意識が醸成されるように進めていきます。

例えば、小中学校の福祉教育をはじめ、市の出前講座や白井市民大学など、子どもから高齢者までさまざまな機会を活用して介護や障がい、社会的孤立の実態などについて学んだり、手話や点字等のコミュニケーション支援などをつうじて、支え合いの意識を育てていきます。

(2) 多様な人々による取り組みをつくる

課題：〈担い手の発掘と育成〉

福祉団体や自治会などにおいて担い手の高齢化が進むなか、さまざまな活動や取り組みを通じて新たな担い手の発掘と育成が急務になっています。

いつでも、どこでも、誰でも参加できるように、地域福祉の取り組みの「間口」を広げ、「敷居」を下げることでさまざまな人々の参加を促し、取り組みの幅とともに担い手の幅が広がるように進めていきます。

例えば、消防団や農家、地元商工業者等と連携して地域の人材を発掘したり、地域福祉コーディネーターを拡充・育成することなどをつうじて、多様な人々による取り組みを創り出していきます。

(3) 励まし・応援する風土をつくる

課題：〈開かれた組織〉

担い手が無理なく気持ちよく地域福祉の活動に取り組めるように、これまでの良い点は継承しつつも、組織の体質の点検や見直しなども求められています。

子どもから高齢者まで地域での自分の役割（自分にできること）を見出し、それに取り組む人々を励まし・応援していく地域づくりを進めていきます。

例えば、地域福祉活動に貢献した団体・個人の顕彰や市民活動団体等への助成、「人にやさしい産業」の育成などをつうじて、励まし・応援する仕組みを形成していきます。

資料編

中表紙裏面（白紙）

資料編【15頁程度】

- ・前計画のふりかえり【計1頁】
- ・健康福祉関連の個別計画の紹介（「しろい保健福祉ガイドブック 2015」も含む）【計6頁】
- ・市内の福祉関連団体一覧／市内の福祉拠点施設一覧【計2頁】
- ・委員名簿／委員会要綱【計3頁】
- ・策定の経過／市民参加の様子（写真など）／職員検討の様子（写真など）【計4頁】